



保税地域の許可に付する条件の変更について

本年3月に関税法が改正され、6月1日に施行されています。本改正に伴い保税地域の許可に付する条件が変わりました。

条件の変更に係る通知書は本年6月中に皆さまに交付したいと考えておりますが、具体的な変更点についてお知らせします。



変更後（関税法基本通達42-11）

- ・保税業務規則の規定を遵守すること。加えて当該規則の内容を変更した場合には、変更後の当該規則を遅滞なく提出すること。

変更前

- ・内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すること。

注意点

内部監査人による監査の規定は、改正後の関税法基本通達43-2（保税蔵置場の保税業務規則）（5）評価・監査制度の整備に関する規定に定めがありますので、内部監査は原則として毎年実施し、その結果を税関へ提出していただく必要があることに変わりありません。

令和8年度関税法改正で新しく業務改善命令（関税法第45条の2）が新設され、「保税業務規則に則して保税蔵置場の業務が適正に行われていないと認められる場合」には業務改善命令を行うことがあります。

（関税法基本通達45の2-1（2））



【本紙のお問い合わせ先】

函館税関 監視部 保税地域監督官部門

住所 〒040-8561 函館市海岸町24番4号

☎ 0138-40-4276

Fax 0138-40-4269

密輸防止及び税関業務にご協力を!

税関は不正薬物や拳銃、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。

保税ポータル⇒



税関HP
←密輸情報
提供サイト